

消費者トラブル解決をうたう探偵業者にご注意！

2012 年 6 月 15 日号

「未公開株で被害に遭った」「競馬予想情報を提供する業者に騙された」など消費者トラブルに遭った人が、インターネットで被害回復をうたう探偵業者のサイトを見つけ、そこへ費用を支払って依頼したが全く解決に至らない、という相談が寄せられています。

探偵業者は被害回復のために「返金交渉」や「解約交渉」を行うかのようにうたっていますが、このような行為は探偵業の範囲を逸脱しており、弁護士法に違反している可能性があります。探偵業者が都道府県公安委員会に届け出をしてもこのような権限は与えられません。また高額な費用を支払って依頼したにもかかわらず、解決できないからとすぐに弁護士や司法書士を紹介したり、解約を申し出ても既に調査に着手したという理由で返金に一切応じないケースも多々見受けられます。

消費者トラブルに遭った際はこのような探偵業者に頼らず、まずは消費生活センターに相談してください。